



県事協だより

NO.65

2011年3月22日

発行：鹿児島県公立小中学校事務職員協議会

編集：県事協理事会

2010年度 県事協事業 第五次県費事務改善検討委員会の報告

今年度の事業は、前年度を継続して「諸手当認定・電算マニュアル」・「実務手引書」・「各福利厚生団体の記入例」などの整備・点検を行いました。各地区へはUSB(データ)で1本配布しています。会員へはデータをコピーして届けていただくようお願いしてあります。USBに収録されているものは、県下10地区(現在8地区)から推薦された委員と常任委員による3回に及ぶ検討委員会と3回の常任委員会の編集作業そして県教育委員会教職員課並びに各地区教育事務所・各福利厚生団体(共済組合・共助会・互助組合・事務センター等)のご協力により完成することができました。

残念ながら、多くの方々が関わって整備してきた旅費起点整備委員会の事業は、県の庶務事務システム導入(平成23年4月)により整備内容の相違で活用できないことが判り事業を休止することにしました。これまでのご協力ありがとうございました。

また、下記は評議員会での経過報告をまとめました。

各地区より選出していただいた検討委員の中から常任委員4名と旅行起点・福利厚生・実務手引書の4名の常任委員を含め、第1回の常任委員会を開催し、夏季に集中して行う検討委員会の各手当等の作業責任者として、点検作業などの年間を通しての整備をお願いしました。

7月～8月(夏季休業中) 県費改善検討委員会(3回開催)期待どおり常任委員の方々は作業責任者としてスムーズに作業を進めていただき、また検討委員の方々も資料の収集と内容の検討をしていただきました。毎回持ち帰って調べる作業でした。最終回では、検討内容の報告と県教委への質疑・確認事項や点検項目の報告をしていただきました。

9月～2月中旬までの間に、月に1回ペースで常任委員会や県教委等との点検修正等の関連作業を行っています。年が明けてから小切手の廃止に伴う文言の修正などの作業となり関係の常任委員の方々や県教委の方々には日常業務の合間に修正や点検等の作業をしていただき苦労されたことと思います。また、共済組合からも様式変更の情報をいただき新様式への記入例作成に対応できました。

この事業が少しでも「県下の学校事務職員が等しく情報を共有・享受し広域的に連携する」お役に立てたらと思っています。これかも各地区協議会等及び会員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

報告者 県事協理事 越智 義隆

活動経過及び予定



- ★11月25日(木) HP更新33
- ★12月14日(火) 第9回理事会、第3回常任委員会(県教職員互助組合会館)
- ★12月20日(月) 県事協だよりNO.63発行
- ★12月22日(水) 臨時理事会(県教委へマニュアル等の点検依頼2回目)
- ★1月26日(水) 臨時理事会(県教委へマニュアル等の点検結果受領)
- ★2月8日(火) 第10回理事会(県教職員互助組合会館)
- ★2月14日(月) 県事協だよりNO.64発行(3/1 HP更新34)
- ★3月9日(水) 第11回理事会、第4回評議員会、第4回常任委員会(県教職員互助組合会館)
- ☆3月22日(月) 県事協だよりNO.65発行(3月末 HP更新35 予定)
- ☆4月13(水)又は14(木) 会計監査、第1回理事会 予定



3月9日の理事会では2010年事業経過・決算報告、2011年事業計画・予算案、役員選出を柱に論議を重ねました。8月には10年目を向かえます。記念事業として歴代役員名簿等を掘り起こし、簡単な沿革史をパンフレットにできたらと考えています。また、県事協設立時の準備委員会会長でこの3月をもって定年退職される東郷中の高原先生に当時の思い出などを語っていただくよう原稿依頼をしてあります。次号で掲載予定です。

評議員会では、冒頭に共助会(堀先生)から説明があり、教職員の福利厚生事業ということで「鹿児島県教職員福祉事業連絡会」作成のパンフレットが紹介されました。この連絡会は5団体(公立学校共済組合、

学校生協、教職員共済、県教職員互助組合、県教職員共助会)が組織し、事業内容や貸付事故等に関する内容について新たな認識をしてもらったりするために資料を提供されるそうです。現段階の計画では6/13～17 くらいに学校現場に発送予定です。送り主は公立学校共済組合です。長期休業中の職員研修等、少しでも時間を作って活用していただきたいとのことです。

午前中の理事会で決定した、来年度の事業計画等について、評議員の方からはいくつか質問、意見がありました。まず拠出金の件です。昨年8/6の総代会において改正が承認された運営細則第5条において「基礎額 5000 円と各地区会員数に**定額**を乗じた額を合わせた金額とする。」とあります。定額が本年度1250 円で来年度1400 円で承認していただきました。(4月から8月の総代会までは暫定予算です。)総額で予算は約10万円増え1,063,600円になります。理由は旅費の車賃をキロ10円から20円にすることなどがあげられます。会員数に定額を乗じるということで個人が1400円も負担しているような感覚になりがちですが、決してそうでなく、あくまで地区として拠出金を負担する際の目安が会員数だと捉えていただきたいと思います。次にホームページの各地区のページを埋めて欲しいという意見がありましたが、現状では無理だと回答しました。各地区からデータが来ないことには載せようがありません。またアンケートの結果でもわかりましたが42%の方がご覧になっていないことから地区によっても人によっても温度差があります。

常任委員会では、理事の越智さんから冒頭の第五次県費事務改善検討委員会報告にもありましたようにUSBメモリーを各地区に1本配布しました。各地区の役員等でコピー等大変だったかと思います。会員の皆さんへ届いたでしょうか？実際に使い方を越智さんがプロジェクターを利用して説明しました。来年度の常任委員がまだはっきりと決まらない中、退任される串木野小・松元さん、脇本小・園田さんにはあいさつをいただきました。ご苦労様でした。☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

HPの更新は県事協だよりが届く頃には何とか・・・ 検索は「鹿児島県教職員共助会」で。リンクで「県事協」とありますのでそこから入っていただくとありがたいです！

県教委からの指摘事項「その他控除報告」について

異動者及び再任用職員について

転出する職員の4月分の報告は必要ない。転入する職員の4月分控除は、1費目以上(0円入力でも可。)報告すること。転入者の報告をしなかった場合、旧所属の控除は(費目13～25)が、控除額0円で処理され、「その他控除金明細書」は旧所属で出力される。

旧所属は報告しない。

新所属は0円でもいいので報告する。

結果、新所属で控除され、控除なしでも名前は新所属に表示される。

※ 新旧所属ともに報告しない場合は、旧所属に控除明細が出力され、所属控除は控除不能となる。

※ 4月に異動したものに、旧所属で5月分の報告(0円報告を含む。)をしないこと。(旧所属に引き戻されることになる。)

教育事務所から2,3月の研修会、あるいは文書などで上記のような説明があるわけですが、問い合わせが多いとのこと。3月末の本当に忙しい時期ではありますが、その他控除報告書の提出期限が3月28,29日あたりに設定されていると思います。4月からの給食費、PTA会費、親和会費などがまだ決定していない学校、あるいは4月は現金の集金と決めている学校もあるかとは思いますが。しかしながら、3月末提出、4月分の「その他控除報告」をしないと転入職員の異動前の学校に迷惑がかかります。異動前の学校では4月分の「その他控除金明細書」に異動したはずの職員の名前が出てくるからです。

そして、異動前の学校の事務職員は教育事務所に連絡することになります。これも間違いで、異動前の学校の事務職員は異動先の学校の事務職員へ連絡すべきでしょう。その上でおかしな場合に、教育事務所へ連絡したらいいと思います。

そういう意味で教育事務所の説明では1費目以上(0円入力でも可。)としていると思います。

また、23日人事異動発表後にFAXが往来することになります。過去送信されたものを見てみますと、生年月日・住所・給料など個人情報に相当するものもあるので、如何なものでしょうか。意見が分かれるところでしょうか。職員番号と氏名だけでいいのではと思いますが。中には学校番号を入れてあり、何の意味があるのだろうかと思うのですが・・・職員番号と間違える可能性もあるのでは。